

議案第 3 2 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港）について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港
- 2 指 定 管 理 者 境港市昭和町 9 番地 7
境港水産物市場管理株式会社
代表取締役社長 大 谷 和 三
- 3 指 定 の 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港水産物市場管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。